

議第 23 号

指定管理者が作成する事業報告書の提出期限の見直しに伴う
関係条例の整備に関する条例の制定について

指定管理者が作成する事業報告書の提出期限の見直しに伴う関係条例の整備
に関する条例の制定について、酒田市長より意見を求められているので、同意
するものとする。

令和 6 年 9 月 13 日提出

酒田市教育委員会
教育長 赤坂 宜紀

指定管理者が作成する事業報告書の提出期限の見直しに伴う
関係条例の整備に関する条例

指定管理者が作成する事業報告書の提出期限の見直しに伴う関係条例の整備
に関する条例を次のように制定する。

(酒田市青沢克雪管理センター設置管理条例等の一部改正)

第 1 条 次に掲げる条例の規定中「30 日」を「60 日」に改める。

- (1) 酒田市青沢克雪管理センター設置管理条例（平成 17 年条例第 31 号）
第 8 条本文
- (2) 酒田市勤労者福祉施設設置管理条例（平成 17 年条例第 78 号）第 7 条
本文
- (3) 酒田市観光物産施設設置管理条例（平成 17 年条例第 84 号）第 9 条本
文
- (4) 酒田市温泉・宿泊施設設置管理条例（平成 17 年条例第 86 号）第 8 条
本文
- (5) 酒田市鳥海高原家族旅行村設置管理条例（平成 17 年条例第 87 号）第
8 条本文
- (6) 酒田市交流休憩施設設置管理条例（平成 17 年条例第 88 号）第 8 条本

文

- (7) 酒田市農産物直売・食材供給施設設置管理条例（平成１７年条例第９８号）第８条本文
- (8) 酒田市農産加工処理施設設置管理条例（平成１７年条例第１００号）第８条本文
- (9) 酒田市農林研修施設設置管理条例（平成１７年条例第１０１号）第８条本文
- (10) 酒田市悠々の杜温泉施設設置管理条例（平成１７年条例第１０３号）第８条本文
- (11) 酒田市悠々の杜活性化施設設置管理条例（平成１７年条例第１０４号）第８条本文
- (12) 酒田市身体障害者福祉センター設置管理条例（平成１７年条例第１１９号）第８条本文
- (13) 酒田市滝の里ふれあい館設置管理条例（平成１７年条例第１２８号）第９条本文
- (14) 酒田市都市公園条例（平成１７年条例第１６５号）第７条本文
- (15) 酒田市公民館設置管理条例（平成１７年条例第１９２号）第１０条本文
- (16) 酒田市コミュニティセンター設置管理条例（平成１７年条例第１９４号）第８条本文
- (17) 酒田市立図書館設置管理条例（平成１７年条例第１９７号）第８条本文
- (18) 酒田市出羽遊心館設置管理条例（平成１７年条例第２０２号）第９条本文
- (19) 酒田市公益研修センター設置管理条例（平成１７年条例第２０５号）第８条本文
- (20) 酒田市体育施設設置管理条例（平成１７年条例第２０７号）第８条本文
- (21) 酒田市交流ひろば設置管理条例（平成１７年条例第２３２号）第８条本文
- (22) 酒田市学童保育所設置管理条例（平成１８年条例第４５号）第９条本文
- (23) 酒田市八幡交流ホール設置管理条例（平成２１年条例第４３号）第８条本文
- (24) 酒田市旧鍛屋設置管理条例（平成２４年条例第２９号）第８条本文
- (25) 酒田市山王くらぶ設置管理条例（平成２４年条例第３２号）第８条本文

- (26) 酒田市松山歴史公園設置管理条例（平成 26 年条例第 19 号）第 8 条本文
- (27) 酒田市中町にぎわい健康プラザ設置管理条例（平成 28 年条例第 32 号）第 8 条本文
- (28) 酒田市酒田駅前交流拠点施設ミライニ設置管理条例（平成 31 年条例第 6 号）第 11 条本文
- (29) 酒田市日和山交流観光拠点施設設置管理条例（令和 2 年条例第 44 号）第 9 条本文
- (30) 酒田市とびしまマリンプラザ設置管理条例（令和 3 年条例第 37 号）第 8 条本文

（酒田市土門拳記念館設置管理条例等の一部改正）

第 2 条 次に掲げる条例の規定中「速やか」を「60 日以内」に改める。

- (1) 酒田市土門拳記念館設置管理条例（平成 17 年条例第 200 号）第 8 条
- (2) 酒田市美術館設置管理条例（平成 17 年条例第 204 号）第 8 条

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

指定管理者が作成する事業報告書の提出期限の見直しに伴い、関係条例を整備するものである。

議第 2 4 号

酒田市公民館設置管理条例の一部改正について

酒田市公民館設置管理条例の一部改正について、酒田市長より意見を求められているので、同意するものとする。

令和 6 年 9 月 1 3 日提出

酒田市教育委員会
教育長 赤坂 宜紀

酒田市公民館設置管理条例の一部を改正する条例

酒田市公民館設置管理条例（平成 1 7 年条例第 1 9 2 号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第 1 9 条関係）

区分	使用料
大会議室 大研修室	1 回につき 1, 3 2 0 円
中会議室 中研修室 中練習室	1 回につき 1, 1 8 0 円
小会議室 小研修室 小練習室	1 回につき 5 5 0 円
応接室	1 回につき 1, 6 5 0 円
特別会議室	1 回につき 3, 9 6 0 円
コミュニティルーム	1 回につき 3, 9 6 0 円
ホール	1 回につき 7, 7 0 0 円

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

施設使用料の見直しに伴い、所要の改正を行うものである。

酒田市公民館設置管理条例新旧対照表

新		旧	
別表(第 19 条関係)		別表(第 19 条関係)	
区分	使用料	区分	使用料
大会議室 大研修室	1 回につき 1,320 円	大会議室 大研修室	1 回につき 1,100 円
中会議室 中研修室 中練習室	1 回につき 1,180 円	中会議室 中研修室 中練習室	1 回につき 990 円
小会議室 小研修室 小練習室	1 回につき 550 円	小会議室 小研修室 小練習室	1 回につき 550 円
応接室	1 回につき 1,650 円	応接室	1 回につき 1,650 円
特別会議室	1 回につき 3,960 円	特別会議室	1 回につき 3,300 円
コミュニティルーム	1 回につき 3,960 円	コミュニティルーム	1 回につき 3,300 円
ホール	1 回につき 7,700 円	ホール	1 回につき 7,700 円
備考（略）		備考（略）	

議第 2 5 号

酒田市ひらた農村コミュニティカレッジ拠点施設設置管理条例の
一部改正について

酒田市ひらた農村コミュニティカレッジ拠点施設設置管理条例の一部改正に
ついて、酒田市長より意見を求められているので、同意するものとする。

令和 6 年 9 月 1 3 日提出

酒田市教育委員会
教育長 赤坂 宜紀

酒田市ひらた農村コミュニティカレッジ拠点施設設置管理条例の
一部を改正する条例

酒田市ひらた農村コミュニティカレッジ拠点施設設置管理条例（平成 1 7 年
条例第 1 9 6 号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。
別表（第 1 0 条関係）

区分	使用料
ホール	1 時間につき 2, 5 2 0 円
楽屋 1	1 時間につき 1 6 0 円
楽屋 2	1 時間につき 1 6 0 円
会議室	1 時間につき 6 6 0 円
視聴覚室	1 時間につき 6 6 0 円

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

施設使用料の見直しに伴い、所要の改正を行うものである。

教育委員会資料（議第 2 5 号関係）

酒田市ひらた農村コミュニティカレッジ拠点施設設置管理条例新旧対照表

新		旧	
別表(第 10 条関係)		別表(第 10 条関係)	
区分	使用料	区分	使用料
ホール	1 時間につき 2,520 円	ホール	1 時間につき 2,100 円
楽屋 1	1 時間につき 160 円	楽屋 1	1 時間につき 140 円
楽屋 2	1 時間につき 160 円	楽屋 2	1 時間につき 140 円
会議室	1 時間につき 660 円	会議室	1 時間につき 550 円
視聴覚室	1 時間につき 660 円	視聴覚室	1 時間につき 550 円
備考（略）		備考（略）	

議第 2 6 号

酒田市出羽遊心館設置管理条例の一部改正について

酒田市出羽遊心館設置管理条例の一部改正について、酒田市長より意見を求められているので、同意するものとする。

令和 6 年 9 月 1 3 日提出

酒田市教育委員会
教育長 赤坂 宜紀

酒田市出羽遊心館設置管理条例の一部を改正する条例

酒田市出羽遊心館設置管理条例（平成 1 7 年条例第 2 0 2 号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。
別表（第 1 8 条関係）

区分	使用料
ホール	1 回につき 7, 9 2 0 円
研修室 1	1 回につき 5, 2 8 0 円
研修室 2	1 回につき 3, 4 3 0 円
和室 1 和室 2 和室 3	1 回につき 2, 3 7 0 円
広間	1 回につき 7, 9 2 0 円
控室 附属水屋	1 回につき 1, 1 8 0 円
茶室	1 回につき 1 1, 8 5 0 円

附 則
この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

施設使用料の見直しに伴い、所要の改正を行うものである。

酒田市出羽遊心館設置管理条例新旧対照表

新		旧	
別表(第 18 条関係)		別表(第 18 条関係)	
区分	使用料	区分	使用料
ホール	1 回につき 7,920 円	ホール	1 回につき 6,600 円
研修室 1	1 回につき 5,280 円	研修室 1	1 回につき 4,400 円
研修室 2	1 回につき 3,430 円	研修室 2	1 回につき 2,860 円
和室 1	1 回につき 2,370 円	和室 1	1 回につき 1,980 円
和室 2		和室 2	
和室 3		和室 3	
広間	1 回につき 7,920 円	広間	1 回につき 6,600 円
控室 附属水屋	1 回につき 1,180 円	控室 附属水屋	1 回につき 990 円
茶室	1 回につき 11,850 円	茶室	1 回につき 9,900 円
備考 (略)		備考 (略)	

議第 2 7 号

酒田市公益研修センター設置管理条例の一部改正について

酒田市公益研修センター設置管理条例の一部改正について、酒田市長より意見を求められているので、同意するものとする。

令和 6 年 9 月 1 3 日提出

酒田市教育委員会
教育長 赤坂 宜紀

酒田市公益研修センター設置管理条例の一部を改正する条例

酒田市公益研修センター設置管理条例（平成 1 7 年条例第 2 0 5 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 （1） 新世紀館の研修室の表中備考以外の部分を次のように改める。

（1） 新世紀館の研修室

ア 平日

使用料		
午前 9 時から午後 1 時まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 5 時から午後 8 時まで
1 回につき 6 6 0 円	1 回につき 6 6 0 円	1 回につき 4 8 0 円

イ 土曜日

使用料	
午前 9 時から午後 1 時まで	午後 1 時から午後 4 時 3 0 分まで
1 回につき 6 6 0 円	1 回につき 5 6 0 円

ウ 日曜日及び祝日

使用料	
午前 1 0 時から午後 1 時まで	午後 1 時から午後 3 時まで
1 回につき 4 8 0 円	1 回につき 3 2 0 円

別表第2 (2) 多目的ホール棟の表中備考以外の部分を次のように改める。

(2) 多目的ホール棟

ア 平日

区分	使用料		
	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後8時まで
ホール	1回につき 11,610円	1回につき 11,610円	1回につき 8,710円
中研修室	1回につき 3,270円	1回につき 3,270円	1回につき 2,440円
小研修室及び 練習室	1回につき 550円	1回につき 550円	1回につき 400円

イ 土曜日

区分	使用料		
	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時30分まで
ホール	1回につき 11,610円	1回につき 11,610円	1回につき 11,610円
中研修室	1回につき 3,270円	1回につき 3,270円	1回につき 3,270円
小研修室及び 練習室	1回につき 550円	1回につき 550円	1回につき 550円

ウ 日曜日及び祝日

区分	使用料	
	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで
ホール	1回につき 11,610円	1回につき 11,610円
中研修室	1回につき 3,270円	1回につき 3,270円
小研修室及び 練習室	1回につき 550円	1回につき 550円

別表第2 (4) グラウンド夜間照明設備の表を次のように改める。

(4) グラウンド夜間照明設備

使用区分	使用料
全灯使用	1時間につき 2,250円
1／3灯使用	1時間につき 740円

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（提案理由）

施設使用料の見直しに伴い、所要の改正を行うものである。

酒田市公益研修センター設置管理条例新旧対照表

新				旧																									
別表第2(第17条関係)				別表第2(第17条関係)																									
(1) 新世紀館の研修室				(1) 新世紀館の研修室																									
ア 平日				ア 平日																									
<table><tr><th colspan="3">使用料</th></tr><tr><td>午前9時から午後1時まで</td><td>午後1時から午後5時まで</td><td>午後5時から午後8時まで</td></tr><tr><td>1回につき 660 円</td><td>1回につき 660 円</td><td>1回につき 480 円</td></tr></table>				使用料			午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後8時まで	1回につき 660 円	1回につき 660 円	1回につき 480 円	<table><tr><th colspan="3">使用料</th></tr><tr><td>午前9時から午後1時まで</td><td>午後1時から午後5時まで</td><td>午後5時から午後8時まで</td></tr><tr><td>1回につき 550 円</td><td>1回につき 550 円</td><td>1回につき 400 円</td></tr></table>				使用料			午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後8時まで	1回につき 550 円	1回につき 550 円	1回につき 400 円				
使用料																													
午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後8時まで																											
1回につき 660 円	1回につき 660 円	1回につき 480 円																											
使用料																													
午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後8時まで																											
1回につき 550 円	1回につき 550 円	1回につき 400 円																											
イ 土曜日				イ 土曜日																									
<table><tr><th colspan="2">使用料</th></tr><tr><td>午前9時から午後1時まで</td><td>午後1時から午後4時30分まで</td></tr><tr><td>1回につき 660 円</td><td>1回につき 560 円</td></tr></table>				使用料		午前9時から午後1時まで	午後1時から午後4時30分まで	1回につき 660 円	1回につき 560 円	<table><tr><th colspan="2">使用料</th></tr><tr><td>午前9時から午後1時まで</td><td>午後1時から午後4時30分まで</td></tr><tr><td>1回につき 550 円</td><td>1回につき 470 円</td></tr></table>				使用料		午前9時から午後1時まで	午後1時から午後4時30分まで	1回につき 550 円	1回につき 470 円										
使用料																													
午前9時から午後1時まで	午後1時から午後4時30分まで																												
1回につき 660 円	1回につき 560 円																												
使用料																													
午前9時から午後1時まで	午後1時から午後4時30分まで																												
1回につき 550 円	1回につき 470 円																												
ウ 日曜日及び祝日				ウ 日曜日及び祝日																									
<table><tr><th colspan="2">使用料</th></tr><tr><td>午前10時から午後1時まで</td><td>午後1時から午後3時まで</td></tr><tr><td>1回につき 480 円</td><td>1回につき 320 円</td></tr></table>				使用料		午前10時から午後1時まで	午後1時から午後3時まで	1回につき 480 円	1回につき 320 円	<table><tr><th colspan="2">使用料</th></tr><tr><td>午前10時から午後1時まで</td><td>午後1時から午後3時まで</td></tr><tr><td>1回につき 400 円</td><td>1回につき 270 円</td></tr></table>				使用料		午前10時から午後1時まで	午後1時から午後3時まで	1回につき 400 円	1回につき 270 円										
使用料																													
午前10時から午後1時まで	午後1時から午後3時まで																												
1回につき 480 円	1回につき 320 円																												
使用料																													
午前10時から午後1時まで	午後1時から午後3時まで																												
1回につき 400 円	1回につき 270 円																												
備考 (略)				備考 (略)																									
(2) 多目的ホール棟				(2) 多目的ホール棟																									
ア 平日				ア 平日																									
<table><tr><th rowspan="2">区分</th><th colspan="3">使用料</th></tr><tr><th>午前9時から午後1時まで</th><th>午後1時から午後5時まで</th><th>午後5時から午後8時まで</th></tr><tr><td>ホール</td><td>1回につき</td><td>1回につき</td><td>1回につき</td></tr></table>				区分	使用料			午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後8時まで	ホール	1回につき	1回につき	1回につき	<table><tr><th rowspan="2">区分</th><th colspan="3">使用料</th></tr><tr><th>午前9時から午後1時まで</th><th>午後1時から午後5時まで</th><th>午後5時から午後8時まで</th></tr><tr><td>ホール</td><td>1回につき</td><td>1回につき</td><td>1回につき</td></tr></table>				区分	使用料			午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後8時まで	ホール	1回につき	1回につき	1回につき
区分	使用料																												
	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後8時まで																										
ホール	1回につき	1回につき	1回につき																										
区分	使用料																												
	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後8時まで																										
ホール	1回につき	1回につき	1回につき																										

	11,610 円	11,610 円	8,710 円
中研修室	1 回につき 3,270 円	1 回につき 3,270 円	1 回につき 2,440 円
小研修室及び 練習室	1 回につき 550 円	1 回につき 550 円	1 回につき 400 円

イ 土曜日

区分	使用料		
	午前9時から午後 1時まで	午後1時から午後 5時まで	午後5時から午後9 時30分まで
ホール	1 回につき 11,610 円	1 回につき 11,610 円	1 回につき 11,610 円
中研修室	1 回につき 3,270 円	1 回につき 3,270 円	1 回につき 3,270 円
小研修室及 び練習室	1 回につき 550 円	1 回につき 550 円	1 回につき 550 円

ウ 日曜日及び祝日

区分	使用料	
	午前9時から午後1時ま で	午後1時から午後5時ま で
ホール	1 回につき 11,610 円	1 回につき 11,610 円
中研修室	1 回につき 3,270 円	1 回につき 3,270 円
小研修室及び練習 室	1 回につき 550 円	1 回につき 550 円

備考 (略)

(3) グラウンド

	9,680 円	9,680 円	7,260 円
中研修室	1 回につき 2,730 円	1 回につき 2,730 円	1 回につき 2,040 円
小研修室及び 練習室	1 回につき 550 円	1 回につき 550 円	1 回につき 400 円

イ 土曜日

区分	使用料		
	午前9時から午後 1時まで	午後1時から午後 5時まで	午後5時から午後9 時30分まで
ホール	1 回につき 9,680 円	1 回につき 9,680 円	1 回につき 9,680 円
中研修室	1 回につき 2,730 円	1 回につき 2,730 円	1 回につき 2,730 円
小研修室及 び練習室	1 回につき 550 円	1 回につき 550 円	1 回につき 550 円

ウ 日曜日及び祝日

区分	使用料	
	午前9時から午後1時ま で	午後1時から午後5時ま で
ホール	1 回につき 9,680 円	1 回につき 9,680 円
中研修室	1 回につき 2,730 円	1 回につき 2,730 円
小研修室及び練習 室	1 回につき 550 円	1 回につき 550 円

備考 (略)

(3) グラウンド

(表は省略)

(4) グラウンド夜間照明設備

使用区分	使用料
全灯使用	1時間につき <u>2,250 円</u>
1/3 灯使用	1時間につき <u>740 円</u>

(表は省略)

(4) グラウンド夜間照明設備

使用区分	使用料
全灯使用	1時間につき <u>1,880 円</u>
1/3 灯使用	1時間につき <u>620 円</u>

議第 28 号

酒田市清亀園設置管理条例の一部改正について

酒田市清亀園設置管理条例の一部改正について、酒田市長より意見を求められているので、同意するものとする。

令和 6 年 9 月 13 日提出

酒田市教育委員会
教育長 赤坂 宜紀

酒田市清亀園設置管理条例の一部を改正する条例

酒田市清亀園設置管理条例（平成 21 年条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「
1 回につき 2, 200 円
」

を

「
1 回につき 2, 640 円
」

に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

施設使用料の見直しに伴い、所要の改正を行うものである。

酒田市清亀園設置管理条例新旧対照表

新	旧												
別表(第9条関係) <table> <tr> <th>区分</th><th>使用料</th></tr> <tr> <td>全館</td><td>1回につき 2,640 円</td></tr> <tr> <td colspan="2">備考 (略)</td></tr> </table>	区分	使用料	全館	1回につき 2,640 円	備考 (略)		別表(第9条関係) <table> <tr> <th>区分</th><th>使用料</th></tr> <tr> <td>全館</td><td>1回につき 2,200 円</td></tr> <tr> <td colspan="2">備考 (略)</td></tr> </table>	区分	使用料	全館	1回につき 2,200 円	備考 (略)	
区分	使用料												
全館	1回につき 2,640 円												
備考 (略)													
区分	使用料												
全館	1回につき 2,200 円												
備考 (略)													

議第 29 号

酒田市ひらた生涯学習センター設置管理条例の一部改正について

酒田市ひらた生涯学習センター設置管理条例の一部改正について、酒田市長より意見を求められているので、同意するものとする。

令和 6 年 9 月 13 日提出

酒田市教育委員会
教育長 赤坂 宜紀

酒田市ひらた生涯学習センター設置管理条例の一部を改正する条例

酒田市ひらた生涯学習センター設置管理条例（平成 17 年条例第 195 号）の一部を次のように改正する。

別表 1 多目的ホール等の表多目的ホールの項を次のように改める。

多目的ホール	全部又は一部を単独で使用する場合		1 時間につき	1, 760 円
	上記以外 の場合	一般	1 人 1 時間につき	220 円
		高校生	1 人 1 時間につき	110 円
		中学生以下	1 人 1 時間につき	50 円

別表 1 多目的ホール等の表浴室の項を次のように改める。

談話室	1 時間につき	250 円
-----	---------	-------

別表 2 テニスコートの表を次のように改める。

2 テニスコート

区分	使用料
コート	1 面 1 時間につき 520 円
夜間照明	1 面 1 時間につき 430 円

別表 3 宿泊料の表を次のように改める。

3 宿泊料

区分	使用料
小学生及び中学生	1 人 1 泊につき 150 円

高校生以上	1 人 1 泊につき 5 1 0 円
-------	--------------------

備考

- 1 宿泊の時間は、午後 1 時から翌日の正午までとする。
- 2 シーツ及び枕カバーの使用料は、1 人 1 泊につき、4 2 0 円とする。
- 3 浴室使用料は、1 時間につき、1, 3 4 0 円とする。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

施設使用料の見直し等に伴い、所要の改正を行うものである。

酒田市ひらた生涯学習センター設置管理条例新旧対照表

新

別表(第 10 条関係)

1 多目的ホール等

区分			使用料
多目的 ホール	全部又は一部を単独で使用する場合		1 時間につき 1,760 円
	上記以外の場合	一般	1 人 1 時間につき 220 円
		高校生	1 人 1 時間につき 110 円
		中学生以下	1 人 1 時間につき 50 円
(略)			(略)
談話室			1 時間につき 250 円

備考 (略)

2 テニスコート

区分	使用料
コート	1 面 1 時間につき 520 円
夜間照明	1 面 1 時間につき 430 円

3 宿泊料

区分	使用料
小学生及び中学生	1 人 1 泊につき 150 円
高校生以上	1 人 1 泊につき 510 円

備考

1 (略)

2 シーツ及び枕カバーの使用料は、1 人 1 泊につき、420 円とする。

旧

別表(第 10 条関係)

1 多目的ホール等

区分			使用料
多目的 ホール	室料		1 時間につき 1,470 円
	個人で利用する 場合	一般	1 人 1 時間につき 220 円
		高校生	1 人 1 時間につき 110 円
		中学生以下	1 人 1 時間につき 50 円
(略)			(略)
浴室			1 時間につき 1,340 円

備考 (略)

2 テニスコート

区分	使用料
コート	1 面 1 時間につき 440 円
夜間照明	1 面 1 時間につき 360 円

3 宿泊料

区分	小学生及び中学生	一般
団体宿泊研修	1 人 1 泊につき 150 円	1 人 1 泊につき 510 円
その他	1 人 1 泊につき 180 円	1 人 1 泊につき 620 円

備考

1 (略)

2 シーツ、枕カバー及び襟カバーの使用料は、1 人 1 泊につき 350 円とする。

教育委員会資料（議第 29 号関係）

3 浴室使用料は、1 時間につき、1,340 円とする。

（新設）

議第 3 0 号

酒田市体育施設設置管理条例の一部改正について

酒田市体育施設設置管理条例の一部改正について、酒田市長より意見を求められているので、同意するものとする。

令和 6 年 9 月 1 3 日提出

酒田市教育委員会

教育長 赤坂 宜紀

酒田市体育施設設置管理条例の一部を改正する条例

酒田市体育施設設置管理条例（平成 1 7 年条例第 2 0 7 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 （1） 体育施設使用期間及び使用時間の表中

「

酒田市眺海の森	4 月 1 日から 1 1 月 3 0 日	午前 9 時から午後
グラウンド	まで（月曜日を除く。）	4 時 3 0 分まで

」

を

「

酒田市眺海の森	4 月 1 日から 1 1 月 3 0 日	午前 9 時から午後
グラウンド	まで（月曜日を除く。）	6 時まで

」

に改める。

別表第 3 体育施設使用料の各表に関する通則に次の 1 項を加える。

8 体育施設を 1 時間単位で使用する場合は使用時間の開始は正時からとし、使用時間の終了は正時までとする。

別表第 3 1 体育施設使用料 （1） 酒田市光ヶ丘野球場中 ア 野球場使用料の表及び イ 屋内練習場 （7） 全部又は一部を単独で使用する場合は表を次のように改める。

ア 野球場使用料

使用区分	使用料
高校生以下	1 時間につき 1, 3 2 0 円
一般	1 時間につき 2, 6 4 0 円

イ 屋内練習場

(7) 全部又は一部を単独で使用する場合

使用区分		使用料
高校生以下	全面	1 時間につき 3 4 0 円
	半面	1 時間につき 1 6 0 円
一般	全面	1 時間につき 7 0 0 円
	半面	1 時間につき 3 4 0 円

別表第 3 1 体育施設使用料 (2) 酒田市八森野球場の表を次のように改める。

(2) 酒田市八森野球場

ア 野球場使用料

使用区分	使用料
高校生以下	1 時間につき 7 9 0 円
一般	1 時間につき 1, 5 8 0 円

イ 夜間照明設備使用料

使用料
1 時間につき 3, 1 3 0 円

別表第 3 1 体育施設使用料 (3) 酒田市光ヶ丘陸上競技場 ア 競技場若しくは屋内走路又は競技場及び屋内走路を単独で使用する場合の表中備考以外の部分を次のように改める。

ア 競技場若しくは屋内走路又は競技場及び屋内走路を単独で使用する場合

使用区分	使用料
高校生以下	1 時間につき 6 6 0 円
一般	1 時間につき 1, 3 2 0 円

別表第 3 1 体育施設使用料 (4) 酒田市光ヶ丘テニスコート、酒田市国体記念テニスコート、酒田市八森テニスコートの表を次のように改める。

(4) 酒田市光ヶ丘テニスコート、酒田市国体記念テニスコート、酒田市八森テニスコート

ア テニスコート使用料

使用料
1 面 1 時間につき 5 2 0 円

イ 夜間照明設備使用料

使用料	
1 面 1 時間につき	4 3 0 円

別表第 3 1 体育施設使用料 (9) 酒田市国体記念体育館 エ 附属設備使用料の表大アリーナ観覧席（足元暖房）の項を削る。

別表第 3 1 体育施設使用料 (11) 酒田市八幡体育館 ア 全部又は一部を単独で使用する場合は表を次のように改める。

ア 全部又は一部を単独で使用する場合

使用区分		使用料	
高校生以下	全面	1 時間につき	7 9 0 円
	半面	1 時間につき	3 9 0 円
一般	全面	1 時間につき	1 , 5 8 0 円
	半面	1 時間につき	7 9 0 円

別表第 3 1 体育施設使用料 (12) 酒田市松山体育館 ア 全部又は一部を単独で使用する場合は表を次のように改める。

ア 全部又は一部を単独で使用する場合

使用区分		使用料	
高校生以下	全面	1 時間につき	7 9 0 円
	半面	1 時間につき	3 9 0 円
一般	全面	1 時間につき	1 , 5 8 0 円
	半面	1 時間につき	7 9 0 円

別表第 3 1 体育施設使用料 (13) 酒田市平田体育館 ア 全部を単独で使用する場合は表を次のように改める。

ア 全部を単独で使用する場合

使用区分		使用料	
高校生以下	クレーコート	1 時間につき	2 6 0 円
	道場	1 時間につき	5 0 円
一般	クレーコート	1 時間につき	5 2 0 円
	道場	1 時間につき	1 1 0 円

別表第 3 1 体育施設使用料中 (14) 酒田市光ヶ丘球技場の表から (18) 酒田市眺海の森グラウンドの表までを次のように改める。

(14) 酒田市光ヶ丘球技場

ア 球技場使用料

使用区分		使用料	
高校生以下	全面	1 時間につき	6 6 0 円
	半面	1 時間につき	3 2 0 円

一般	全面	1 時間につき 1, 3 2 0 円
	半面	1 時間につき 6 6 0 円

イ 夜間照明設備使用料

使用区分		使用料
全灯使用	全面	1 時間につき 2, 2 5 0 円
	半面	1 時間につき 1, 1 2 0 円
2 / 3 灯使用	全面	1 時間につき 1, 5 0 0 円
	半面	1 時間につき 7 4 0 円
1 / 3 灯使用	全面	1 時間につき 7 4 0 円
	半面	1 時間につき 3 7 0 円

(15) 酒田市飯森山多目的グラウンド

使用区分	使用料
高校生以下	1 時間につき 6 6 0 円
一般	1 時間につき 1, 3 2 0 円

(16) 酒田市光ヶ丘多目的グラウンド

ア 多目的グラウンド使用料

使用区分	使用料
高校生以下	1 時間につき 3 2 0 円
一般	1 時間につき 6 6 0 円

イ 夜間照明設備使用料

使用区分	使用料
全灯使用	1 時間につき 2, 1 1 0 円
2 / 3 灯使用	1 時間につき 1, 3 9 0 円
1 / 3 灯使用	1 時間につき 6 8 0 円

(17) 酒田市松山多目的運動広場

使用区分	使用料
高校生以下	1 時間につき 3 8 0 円
一般	1 時間につき 7 6 0 円

(18) 酒田市眺海の森グラウンド

使用区分	使用料
高校生以下	1 時間につき 3 7 0 円
一般	1 時間につき 7 5 0 円

別表第 3 1 体育施設使用料 (19) 酒田市武道館 ア 道場使用料(ア)

全部又は一部を単独で使用する場合は次のように改める。

(ア) 全部又は一部を単独で使用する場合は

使用区分	使用料
高校生以下	全面 1 時間につき 1, 0 5 0 円

一般	半面	1 時間につき	5 2 0 円
	1 / 4 面	1 時間につき	2 6 0 円
	全面	1 時間につき	2 , 1 1 0 円
	半面	1 時間につき	1 , 0 5 0 円
	1 / 4 面	1 時間につき	5 2 0 円

別表第 3 1 体育施設使用料 (19) 酒田市武道館 イ 相撲場使用料
(ア) 全部又は一部を単独で使用する場合は次のように改める。

(ア) 全部又は一部を単独で使用する場合は

使用区分	使用料
高校生以下	1 時間につき 2 6 0 円
一般	1 時間につき 5 4 0 円

別表第 3 1 体育施設使用料 (19) 酒田市武道館 ウ 附属施設及び
設備使用料 (ア) 附属施設使用料の表中備考以外の部分を次のように改める。

(ア) 附属施設使用料

使用区分	使用料
第 1 会議室	1 時間につき 2 6 0 円
第 2 会議室	1 時間につき 2 6 0 円

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

施設使用料の見直し及び使用時間の区分等の変更に伴い、所要の改正を行うものである。

酒田市体育施設設置管理条例新旧対照表

新	旧																								
別表第2(第11条関係)	別表第2(第11条関係)																								
(1) 体育施設使用期間及び使用時間	(1) 体育施設使用期間及び使用時間																								
<table><tr><th>施設名</th><th>使用期間</th><th>使用時間</th></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>酒田市眺海の森グ ラウンド</td><td>4月1日から11月30日まで (月曜日を除く。)</td><td>午前9時から午後6 時まで</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>	施設名	使用期間	使用時間	(略)	(略)	(略)	酒田市眺海の森グ ラウンド	4月1日から11月30日まで (月曜日を除く。)	午前9時から午後6 時まで	(略)	(略)	(略)	<table><tr><th>施設名</th><th>使用期間</th><th>使用時間</th></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>酒田市眺海の森グ ラウンド</td><td>4月1日から11月30日まで (月曜日を除く。)</td><td>午前9時から午後4時 30分まで</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>	施設名	使用期間	使用時間	(略)	(略)	(略)	酒田市眺海の森グ ラウンド	4月1日から11月30日まで (月曜日を除く。)	午前9時から午後4時 30分まで	(略)	(略)	(略)
施設名	使用期間	使用時間																							
(略)	(略)	(略)																							
酒田市眺海の森グ ラウンド	4月1日から11月30日まで (月曜日を除く。)	午前9時から午後6 時まで																							
(略)	(略)	(略)																							
施設名	使用期間	使用時間																							
(略)	(略)	(略)																							
酒田市眺海の森グ ラウンド	4月1日から11月30日まで (月曜日を除く。)	午前9時から午後4時 30分まで																							
(略)	(略)	(略)																							
(2) スキー場使用期間及びリフト使用時間 (表は省略)	(2) スキー場使用期間及びリフト使用時間 (表は省略)																								
別表第3(第17条関係)	別表第3(第17条関係)																								
体育施設使用料	体育施設使用料																								
体育施設使用料の各表に関する通則	体育施設使用料の各表に関する通則																								
1～7 (略)	1～7 (略)																								
8 体育施設を1時間単位で使用する場合の使用時間の開始は正時からとし、使用時間の終了は正時までとする。	(新設)																								
1 体育施設使用料	1 体育施設使用料																								
(1) 酒田市光ヶ丘野球場	(1) 酒田市光ヶ丘野球場																								
ア 野球場使用料	ア 野球場使用料																								
<table><tr><th>使用区分</th><th>使用料</th></tr><tr><td>高校生以下</td><td>1時間につき 1,320 円</td></tr><tr><td>一般</td><td>1時間につき 2,640 円</td></tr></table>	使用区分	使用料	高校生以下	1時間につき 1,320 円	一般	1時間につき 2,640 円	<table><tr><th>使用区分</th><th>使用料</th></tr><tr><td>高校生以下</td><td>1時間につき 1,100 円</td></tr><tr><td>一般</td><td>1時間につき 2,200 円</td></tr></table>	使用区分	使用料	高校生以下	1時間につき 1,100 円	一般	1時間につき 2,200 円												
使用区分	使用料																								
高校生以下	1時間につき 1,320 円																								
一般	1時間につき 2,640 円																								
使用区分	使用料																								
高校生以下	1時間につき 1,100 円																								
一般	1時間につき 2,200 円																								

イ 屋内練習場

(ア) 全部又は一部を単独で使用する場合

使用区分		使用料
高校生以下	全面	1時間につき 340 円
	片面	1時間につき 160 円
一般	全面	1時間につき 700 円
	片面	1時間につき 340 円

(イ) (ア)以外の場合

(表は省略)

(2) 酒田市八森野球場

ア 野球場使用料

使用区分	使用料
高校生以下	1時間につき 790 円
一般	1時間につき 1,580 円

イ 夜間照明設備使用料

使用料
1時間につき 3,130 円

(3) 酒田市光ヶ丘陸上競技場

ア 競技場若しくは屋内走路又は競技場及び屋内走路を単独で使用する
場合

使用区分	使用料
高校生以下	1時間につき 660 円
一般	1時間につき 1,320 円

備考 (略)

イ 屋内練習場

(ア) 全部又は一部を単独で使用する場合

使用区分		使用料
高校生以下	全面	1時間につき 290 円
	片面	1時間につき 140 円
一般	全面	1時間につき 590 円
	片面	1時間につき 290 円

(イ) (ア)以外の場合

(表は省略)

(2) 酒田市八森野球場

ア 野球場使用料

使用区分	使用料
高校生以下	1時間につき 660 円
一般	1時間につき 1,320 円

イ 夜間照明設備使用料

使用料
1時間につき 2,610 円

(3) 酒田市光ヶ丘陸上競技場

ア 競技場若しくは屋内走路又は競技場及び屋内走路を単独で使用する
場合

使用区分	使用料
高校生以下	1時間につき 550 円
一般	1時間につき 1,100 円

備考 (略)

イ 競技場若しくは屋内走路又は競技場及び屋内走路を個人で使用する
場合

(表は省略)

(4) 酒田市光ヶ丘テニスコート、酒田市国体記念テニスコート、酒田市
八森テニスコート

ア テニスコート使用料

使用料
1 面 1 時間につき 520 円

イ 夜間照明設備使用料

使用料
1 面 1 時間につき 430 円

(5)～(8) (略)

(9) 酒田市国体記念体育館

ア～ウ (略)

エ 附属設備使用料

使用区分		使用料
(削る)		
大アリーナ	冷暖房料	1 時間につき 11,000 円
小アリーナ	冷暖房料	1 時間につき 3,670 円

(10) (略)

(11) 酒田市八幡体育館

ア 全部又は一部を単独で使用する場合

使用区分	使用料
高校生以下 全面	1 時間につき 790 円

イ 競技場若しくは屋内走路又は競技場及び屋内走路を個人で使用する
場合

(表は省略)

(4) 酒田市光ヶ丘テニスコート、酒田市国体記念テニスコート、酒田市
八森テニスコート

ア テニスコート使用料

使用料
1 面 1 時間につき 440 円

イ 夜間照明設備使用料

使用料
1 面 1 時間につき 360 円

(5)～(8) (略)

(9) 酒田市国体記念体育館

ア～ウ (略)

エ 附属設備使用料

使用区分		使用料
大アリーナ観覧席(足元暖房)	暖房料	1 時間につき 730 円
大アリーナ	冷暖房料	1 時間につき 11,000 円
小アリーナ	冷暖房料	1 時間につき 3,670 円

(10) (略)

(11) 酒田市八幡体育館

ア 全部又は一部を単独で使用する場合

使用区分	使用料
高校生以下 全面	1 時間につき 660 円

	片面	1時間につき	390 円
一般	全面	1時間につき	1,580 円
	片面	1時間につき	790 円

イ ア以外の場合

(表は省略)

(12) 酒田市松山体育館

ア 全部又は一部を単独で使用する場合

使用区分		使用料	
高校生以下	全面	1時間につき	790 円
	片面	1時間につき	390 円
一般	全面	1時間につき	1,580 円
	片面	1時間につき	790 円

イ ア以外の場合

(表は省略)

(13) 酒田市平田体育館

ア 全部を単独で使用する場合

使用区分		使用料	
高校生以下	クレークコート	1時間につき	260 円
	道場	1時間につき	50 円
一般	クレークコート	1時間につき	520 円
	道場	1時間につき	110 円

イ ア以外の場合

(表は省略)

(14) 酒田市光ヶ丘球技場

	片面	1時間につき	330 円
一般	全面	1時間につき	1,320 円
	片面	1時間につき	660 円

イ ア以外の場合

(表は省略)

(12) 酒田市松山体育館

ア 全部又は一部を単独で使用する場合

使用区分		使用料	
高校生以下	全面	1時間につき	660 円
	片面	1時間につき	330 円
一般	全面	1時間につき	1,320 円
	片面	1時間につき	660 円

イ ア以外の場合

(表は省略)

(13) 酒田市平田体育館

ア 全部を単独で使用する場合

使用区分		使用料	
高校生以下	クレークコート	1時間につき	330 円
	道場	1時間につき	70 円
一般	クレークコート	1時間につき	660 円
	道場	1時間につき	140 円

イ ア以外の場合

(表は省略)

(14) 酒田市光ヶ丘球技場

ア 球技場使用料

使用区分		使用料
高校生以下	全面	1時間につき 660 円
	片面	1時間につき 320 円
一般	全面	1時間につき 1,320 円
	片面	1時間につき 660 円

イ 夜間照明設備使用料

使用区分		使用料
全灯使用	全面	1時間につき 2,250 円
	片面	1時間につき 1,120 円
2/3 灯使用	全面	1時間につき 1,500 円
	片面	1時間につき 740 円
1/3 灯使用	全面	1時間につき 740 円
	片面	1時間につき 370 円

(15) 酒田市飯森山多目的グラウンド

使用区分		使用料
高校生以下	1時間につき	660 円
一般	1時間につき	1,320 円

(16) 酒田市光ヶ丘多目的グラウンド

ア 多目的グラウンド使用料

使用区分		使用料
高校生以下	1時間につき	320 円
一般	1時間につき	660 円

イ 夜間照明設備使用料

ア 球技場使用料

使用区分		使用料
高校生以下	全面	1時間につき 550 円
	片面	1時間につき 270 円
一般	全面	1時間につき 1,100 円
	片面	1時間につき 550 円

イ 夜間照明設備使用料

使用区分		使用料
全灯使用	全面	1時間につき 1,880 円
	片面	1時間につき 940 円
2/3 灯使用	全面	1時間につき 1,250 円
	片面	1時間につき 620 円
1/3 灯使用	全面	1時間につき 620 円
	片面	1時間につき 310 円

(15) 酒田市飯森山多目的グラウンド

使用区分		使用料
高校生以下	1時間につき	550 円
一般	1時間につき	1,100 円

(16) 酒田市光ヶ丘多目的グラウンド

ア 多目的グラウンド使用料

使用区分		使用料
高校生以下	1時間につき	270 円
一般	1時間につき	550 円

イ 夜間照明設備使用料

使用区分	使用料
全灯使用	1時間につき 2,110 円
2/3 灯使用	1時間につき 1,390 円
1/3 灯使用	1時間につき 680 円

(17) 酒田市松山多目的運動広場

使用区分	使用料
高校生以下	1時間につき 380 円
一般	1時間につき 760 円

(18) 酒田市眺海の森グラウンド

使用区分	使用料
高校生以下	1時間につき 370 円
一般	1時間につき 750 円

(19) 酒田市武道館

ア 道場使用料

(ア) 全部又は一部を単独で使用する場合

使用区分		使用料
高校生以下	全面	1時間につき 1,050 円
	片面	1時間につき 520 円
	1/4 面	1時間につき 260 円
一般	全面	1時間につき 2,110 円
	片面	1時間につき 1,050 円
	1/4 面	1時間につき 520 円

(イ) (ア)以外の場合

(表は省略)

使用区分	使用料
全灯使用	1時間につき 1,760 円
2/3 灯使用	1時間につき 1,160 円
1/3 灯使用	1時間につき 570 円

(17) 酒田市松山多目的運動広場

使用区分	使用料
高校生以下	1時間につき 320 円
一般	1時間につき 640 円

(18) 酒田市眺海の森グラウンド

使用区分	使用料
高校生以下	1時間につき 310 円
一般	1時間につき 630 円

(19) 酒田市武道館

ア 道場使用料

(ア) 全部又は一部を単独で使用する場合

使用区分		使用料
高校生以下	全面	1時間につき 880 円
	片面	1時間につき 440 円
	1/4 面	1時間につき 220 円
一般	全面	1時間につき 1,760 円
	片面	1時間につき 880 円
	1/4 面	1時間につき 440 円

(イ) (ア)以外の場合

(表は省略)

イ 相撲場使用料

(ア) 全部又は一部を単独で使用する場合

使用区分	使用料
高校生以下	1時間につき 260 円
一般	1時間につき 540 円

(イ) (ア)以外の場合

(表は省略)

ウ 附属施設及び設備使用料

(ア) 附属施設使用料

使用区分	使用料
第1会議室	1時間につき 260 円
第2会議室	1時間につき 260 円

備考 (略)

(イ) 附属設備使用料

(表は省略)

(20)～(26) (略)

イ 相撲場使用料

(ア) 全部又は一部を単独で使用する場合

使用区分	使用料
高校生以下	1時間につき 220 円
一般	1時間につき 450 円

(イ) (ア)以外の場合

(表は省略)

ウ 附属施設及び設備使用料

(ア) 附属施設使用料

使用区分	使用料
第1会議室	1時間につき 220 円
第2会議室	1時間につき 220 円

備考 (略)

(イ) 附属設備使用料

(表は省略)

(20)～(26) (略)

議第 3 1 号

酒田市平田 B & G 海洋センター設置管理条例の一部改正について

酒田市平田 B & G 海洋センター設置管理条例の一部改正について、酒田市長より意見を求められているので、同意するものとする。

令和 6 年 9 月 1 3 日提出

酒田市教育委員会

教育長 赤坂 宜紀

酒田市平田 B & G 海洋センター設置管理条例の一部を改正する条例

酒田市平田 B & G 海洋センター設置管理条例（平成 1 7 年条例第 2 0 8 号）の一部を次のように改正する。

別表（1）体育館使用料の表備考 1 を次のように改める。

1 使用の単位は、午前 9 時から午後 9 時までの間の、正時から正時までの 1 時間単位とする。

別表（1）体育館使用料の表を別表（1）体育館使用料 ア 全部又は一部を単独で使用する場合の表とし、同表の次に次の 1 表を加える。

イ ア以外の場合

使用区分	使用料
中学生以下	1 人 1 回につき 5 0 円
高校生	1 人 1 回につき 1 1 0 円
一般	1 人 1 回につき 2 2 0 円

備考 使用の単位は、午前 9 時から午後 1 時まで、午後 1 時から午後 5 時まで及び午後 5 時から午後 9 時までをそれぞれ 1 回とする。

別表（2）プール使用料の表中備考以外の部分を次のように改める。

使用区分	使用料
小学生及び中学生	1 人 1 回につき 1 0 0 円
高校生	1 人 1 回につき 1 9 0 円

一般	1人1回につき 390円
----	--------------

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（提案理由）

施設使用料の見直し及び使用時間の区分等の変更に伴い、所要の改正を行うものである。

酒田市平田 B&G 海洋センター設置管理条例新旧対照表

新	旧																								
別表(第 8 条関係) (1) 体育館使用料 ア 全部又は一部を単独で使用する場合 (表は省略) 備考 1 使用の単位は、午前 9 時から午後 9 時までの間の、正時から正時までの 1 時間単位とする。 2・3・4・5 (略) イ ア以外の場合 <table border="1"> <tr> <th>使用区分</th><th>使用料</th></tr> <tr> <td>中学生以下</td><td>1 人 1 回につき 50 円</td></tr> <tr> <td>高校生</td><td>1 人 1 回につき 110 円</td></tr> <tr> <td>一般</td><td>1 人 1 回につき 220 円</td></tr> </table> 備考 使用の単位は、午前 9 時から午後 1 時まで、午後 1 時から午後 5 時まで及び午後 5 時から午後 9 時までをそれぞれ 1 回とする。 (2) プール使用料 <table border="1"> <tr> <th>区分</th><th>使用料</th></tr> <tr> <td>小学生及び中学生</td><td>1 人 1 回につき 100 円</td></tr> <tr> <td>高校生</td><td>1 人 1 回につき 190 円</td></tr> <tr> <td>一般</td><td>1 人 1 回につき 390 円</td></tr> </table> 備考 (略)	使用区分	使用料	中学生以下	1 人 1 回につき 50 円	高校生	1 人 1 回につき 110 円	一般	1 人 1 回につき 220 円	区分	使用料	小学生及び中学生	1 人 1 回につき 100 円	高校生	1 人 1 回につき 190 円	一般	1 人 1 回につき 390 円	別表(第 8 条関係) (1) 体育館使用料 (新設) (表は省略) 備考 1 使用時間は、午前 9 時から午後 9 時までとする。 2・3・4・5 (略) (新設) (2) プール使用料 <table border="1"> <tr> <th>区分</th><th>使用料</th></tr> <tr> <td>小学生及び中学生</td><td>1 人 1 回につき 90 円</td></tr> <tr> <td>高校生</td><td>1 人 1 回につき 160 円</td></tr> <tr> <td>一般</td><td>1 人 1 回につき 330 円</td></tr> </table> 備考 (略)	区分	使用料	小学生及び中学生	1 人 1 回につき 90 円	高校生	1 人 1 回につき 160 円	一般	1 人 1 回につき 330 円
使用区分	使用料																								
中学生以下	1 人 1 回につき 50 円																								
高校生	1 人 1 回につき 110 円																								
一般	1 人 1 回につき 220 円																								
区分	使用料																								
小学生及び中学生	1 人 1 回につき 100 円																								
高校生	1 人 1 回につき 190 円																								
一般	1 人 1 回につき 390 円																								
区分	使用料																								
小学生及び中学生	1 人 1 回につき 90 円																								
高校生	1 人 1 回につき 160 円																								
一般	1 人 1 回につき 330 円																								

議第 3 2 号

物品の取得について（校務用パソコン）

本教育委員会は、下記の物品を取得するにあたり、酒田市長より意見を求められているので同意するものとする。

令和 6 年 9 月 1 3 日提出

酒田市教育委員会
教育長 赤坂 宜紀

記

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 取得の目的 | 校務用パソコンの購入 |
| 2 | 取得物品 | 校務用パソコン 229 台 |
| 3 | 取得の方法 | 条件付き一般競争入札による取得 |
| 4 | 取得の金額 | 3, 163 万 8, 640 円 |
| 5 | 契約の相手方 | 酒田市京田二丁目 69 番 8 号
株式会社管理システム
代表取締役 今 野 修 |

様式第 1 号

仮 契 約 書

1 契約の目的 校務用パソコンの購入

2 数量 校務用パソコン 229 台

3 契約金額 31,638,640 円

内訳	売買代金	28,762,400 円
	取引に係る消費税額及び地方消費税額	2,876,240 円

4 納入期限 令和 7 年 3 月 31 日

上記について、酒田市長 矢口 明子 と 株式会社 管理システム 代表取締役 今野 修 は、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び酒田市契約及び財産に関する条例第 3 条の規定に基づく酒田市議会の議決（可決）があった後に、正規の契約を締結するものとする。

上記仮契約の証として本書 1 通を作成し双方記名押印の上、これを株式会社 管理システム 代表取締役 今野 修 が保有する。

令和 6 年 7 月 23 日

発注者 所在地 酒田市本町二丁目 2 番 45 号

氏 名 酒 田 市 長 矢 口 明 子

受注者 住所又は所在地 酒田市京田二丁目 69 番 8 号

氏名又は名称 株式会社 管理システム

代表者氏名 代表取締役 今 野 修

議第 33 号

酒田市ひらた生涯学習センター設置管理条例施行規則の一部改正について

酒田市ひらた生涯学習センター設置管理条例施行規則の一部を改正する規則
を次のように制定する。

令和 6 年 9 月 13 日提出

酒田市教育委員会
教育長 赤坂 宜紀

酒田市ひらた生涯学習センター設置管理条例施行規則の一部を
改正する規則

酒田市ひらた生涯学習センター設置管理条例施行規則（平成 17 年教育委員
会規則第 28 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項に次のただし書を加える。
ただし、シーツ、枕カバー及び浴室の使用料は除く。

附 則
この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）
施設使用料の見直し等に伴い、所要の改正を行うものである。

酒田市ひらた生涯学習センター設置管理条例施行規則新旧対照表

新	旧
本則 （使用料減免の基準及び申請） 第 5 条 条例第 11 条の規定により使用料を減額し、又は免除することができるときは、次の各号に掲げるときとし、当該各号に定めるところにより使用料を減額する。<u>ただし、シーツ、枕カバー及び浴室の使用料は除く。</u> （1）～（11）（略） 2・3（略）	本則 （使用料減免の基準及び申請） 第 5 条 条例第 11 条の規定により使用料を減額し、又は免除することができるときは、次の各号に掲げるときとし、当該各号に定めるところにより使用料を減額する。_____ _____ （1）～（11）（略） 2・3（略）